

渡名喜村多用途住宅入居募集

1 募集住宅の内容

住宅名	住所	規模	家賃	構造
渡名喜村多用途住宅1棟	渡名喜村 1851 番地	2LDK (約 50 ㎡)	15,000 円	木造平屋 (1 世帯住宅)
渡名喜村多用途住宅2棟	渡名喜村 1851 番地			
渡名喜村多用途住宅3棟	渡名喜村 1851 番地			
渡名喜村多用途住宅4棟	渡名喜村 1851 番地の 1	2LDK (約 50 ㎡)	15,000 円	R C 造平屋 (2 世帯住宅)
渡名喜村多用途住宅5棟	渡名喜村 1851 番地の 1			
渡名喜村多用途住宅6棟	渡名喜村 1912 番地			

2 入居の資格

- ① 本村に定住するため住居を必要とする者。(5年以上住所を有すること)
- ② 渡名喜村外に在住する者。
- ③ 入居時において、世帯主又は配偶者が、満 45 歳未満の者又は中学生以下の子供を扶養する者であること。ただし、村長が特に認める者はこの限りではない。
- ④ 家賃及び敷金を支払う能力を有する者。
- ⑤ 税金及び納付すべき公共料金の滞納がない者
- ⑥ 入居者及び同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。

※中学生以下の子供を扶養する世帯を優先とします。

3 申込方法

多用途住宅入居申込書に下記の書類を添付して、村役場経済課に申し込んで下さい。申し込み用紙は村役場経済課窓口若しくは村ホームページよりダウンロードして下さい。

- ① 住民票謄本・・・入居予定者全員のもの
- ② 所得証明書・・・平成 28 年分若しくは平成 29 年分の所得証明書
- ③ 納税証明書・・・平成 28・29 年度課税分の納税証明
- ④ その他村長が必要と認める書類

※同時に複数の申込みによる受付は認めません。

※郵送で申し込みをする場合は、役場経済課までご連絡ください。

4 受付日時

受付期間 : 平成 30 年 4 月 9 日(月)～平成 31 年 3 月 29 日(金)

受付時間 : 午前 9:00～12:00 午後 1:00～5:00

※入居決定者が募集戸数に達し次第、募集を締め切ります。

5 入居の選定方法及び選考結果通知

提出資料等を参考にし、入居希望者と面談のうえ決定する。また、入居決定者が募集戸数に達し次第募集を締め切ります。また選考結果が決まり次第、選考結果通知書を発送致します。

※申込み及びお問い合わせ

渡名喜村役場 経済課 土木係

住所 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3

電話 098-989-2066

申し込み及び入居の留意事項

1. 申込者（本人）は、原則として世帯主とします。
2. 申し込みに記載する連絡先(電話番号)は、日中連絡のつく番号を記入して下さい。
3. 提出された書類は一切お返ししません。
4. 入居が決定した場合は、入居決定のあった日から 14 日以内に次のとおり手続きが必要です。
 - ① 連帯保証人 2 人の連署する請書を提出すること
 - 独立の生計を営む者
 - 税金及び納付すべき公共料金の滞納がない者
 - 入居者の家賃を連帯して、保証できる者
 - 現に多用途住宅に入居していない者である者
 - ② 45,000円（家賃の3月分）の敷金を入居日までに納入すること。
5. 次のような方は入居の決定を取り消します。
 - ① 申し込み内容に虚偽があった場合
 - ② 入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかったとき。
（入居日について相談がある場合は、役場経済課までご連絡下さい）※入居日までに敷金の納入がない場合には、鍵はお渡し致しません。
6. 次のような方は入居期間中であっても退去していただきます。
 - ① 多用途住宅入居申込書に虚偽の記載をして入居した方
 - ② 家賃等を3月以上滞納したとき。
 - ③ 多用途住宅を故意に損傷したとき。
 - ④ 正当な事由によらないで15日以上多用途住宅を使用しないとき。
 - ⑤ 入居者又は同居する者が暴力団員であると判明したとき。
 - ⑥ 多用途住宅を借りる上で必要な手続き等を行わず、独自の判断で行ったとき。
 - ⑦ 多用途住宅の入居者相互の共同生活の秩序等のため、その他村長が多用途住宅の管理上必要があると認めるとき。
7. 多用途住宅では動物の飼育はできません。

☆面談内容について

渡名喜村多用途住宅は、I・Uターン者や産業の新たな担い手の移住の場を確保し、減少する人口に歯止めをかけ、島の活性化を図るために整備された住宅である。入居される方は地域行事に積極的に参加し地域と連携し協調し合える方が入居されることが期待されております。そのため、入居の決定については、原則面接を実施して決定させていただきます。

1. 面接内容について

- ① 入居の目的（渡名喜村に移住を望まれる理由）
- ② 入居の形態（将来は定住を希望されるのか、一過性の仮住まいなのか）
- ③ 地元住民との交流活動について
 - ・清掃美化作業や草刈りなど積極的に参加できるか。
 - ・地域の習慣を理解し、行事等に参加できる。
- ④ 移住後について（移住後の主な計画について、仕事など）
- ⑤ 住宅周辺の草刈り、清掃などは入居者自信で行って頂きたいが、了承できるか。
- ⑥ その他お答え頂ける範囲で質問をさせていただきます。



住宅イメージ図

多用途住宅入居希望者へのお願い

渡名喜村役場

I・Uターン者や新たな産業の担い手の定住の場確保することで人口の減少を抑止し、地域の活性化を図るために整備された住宅です。渡名喜村が求める移住者は、地域に溶け込み、地域の新しい人材になって頂ける方です

移住へのあこがれや生半可の気持ちでは、島での生活は成り立ちません。島の環境や風習等を十分に理解して移住を決めて下さい。

《島内の生活環境について》

- 島内の環境を自分自身で調査し、納得したうえで移住して下さい。
- 島へのアクセスは、フェリーのみです。天候の悪化によってはフェリーが欠航することもあります。
- 島内には診療所がありますが、専門的な医療を受ける場合は、沖縄本島まで1日1便のフェリーを利用することになります。
- 緊急の場合には、ドクターヘリ・自衛隊での搬送があります。場合によっては搬送までの時間が長くなることもあります。
- 島内での職業のあっせんは行っておりません。役場が実施する草刈作業等の募集はありますが、人数や日数に制限があります。
- 島には商店しかありません。必要な生活用品を沖縄本島で購入しなければならないこともあります。

《村行事等について》

- 村には昔からの伝統や風習があります。
- 地域の行事には積極的に参加してください。
- 地域で行うボランティア等に参加してください。
- 村には3つの字があり、字費がありますので、きちんとお支払いください。

《移住後の生活について》

- 島に移住する目的や目標をもって移住して下さい。
(仕事や趣味などを活かした活動、家庭菜園など)
- 地域住民と交流し、地域に溶け込む努力をして下さい。

第 1 号様式（第 2 条関係）

多用途住宅入居申込書						
						年 月 日
渡名喜村長 殿				ふりがな 申 込 者		印
<p>下記のとおり多用途住宅の申し込みをします。</p> <p>なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。</p>						
現住所				電話		
勤務先名				電話		
勤務先住所				電話		
入居しようとする者	続柄	氏名	生年月日	勤務先名 又は学校	過去 1 年間の 収入額	備考
入居条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本村に定住するため住宅を必要としている。 2 村外在住のである。 3 満 45 歳未満である、又は中学生以下の子供を扶養している。 4 家賃及び敷金を支払う能力がある。 5 市町村税及び公共料金に滞納がない。 6 入居しようとする者又はその親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）ではない。 					
公募の例外	1 災害により住宅が滅失等の被害を受けた。			被害を受けたことを証する書類		
	2 公共事業の執行により住宅の移転が必要となった。			住宅の移転が必要となったことが分かる資料		
	3 その他の事由					

注 1 「入居条件」及び「公募例外」は、該当箇所の数字を○で囲み、「その他の理由」については、理由を記入してください。

入居理由書

平成 年 月 日記入 氏名 ()

1. 渡名喜村に移住を希望する理由（できるだけ詳細にお書きください。）

2. 祭りなどの地域行事や清掃活動など、地域住民との交流活動やボランティア活動の参加についてはどのようにお考えですか。

3. 仕事など移住後の計画についてどのように考えていますか。（興味があることなど）

4. 移住に関する事で、不安な事や心配な事などはありますか。

5. その他（気になることなどを記載してください。）